議案第　　号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年（２０２４年）　月　　日提出

宝塚市長　山　﨑　晴　恵

宝塚市条例第　　号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例（平成２２年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

１，１８０，０００円
１，４１０，０００円
１，５９０，０００円
１，９５０，０００円
２，２７０，０００円
４，５５０，０００円
５，８２０，０００円
７，０７０，０００円

」

を

「

１，４５０，０００円
１，７２０，０００円
１，９２０，０００円
２，３６０，０００円
２，７４０，０００円
５，６４０，０００円
７，２４０，０００円

８，７９０，０００円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

議案第　　号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)新旧対照表

（現行）

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分			金額
(3)　危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			
		オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1，000キロリットル以上5，000キロリットル未満のもの	1,180,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5，000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円

			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円

（改正案）
別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分			金額
(3)　危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			
		オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1，000キロリットル以上5，000キロリットル未満のもの	1,450,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5，000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,920,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	2,360,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,740,000円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	5,640,000円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	7,240,000円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリット	8,790,000円

			ル以上のもの	

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表八の項を次のように改める。

八　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第一項から第五項及び第二十条の二（これらの規定を同法第百十七条に用いる場合を含む。）、第八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百二十七条に用いる場合を含む。）、第四十条第一項、第百二十条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条の一項及び第二項、第百二十六条の六第一項に基づく戸籍に関する事務	1　戸籍法第十条第一項、第二十条の二第一項から第五項若しくは第百二十条の二第一項若しくは第百二十六条の規定に基づく戸籍の交付又は戸籍謄本若しくは戸籍証明書の交付	一通につき四百五十円
	2　戸籍法第十条第一項、第二十条の二第一項から第五項又は第百二十六条の規定に基づく戸籍証明書の交付	証明事項一件につき三百五十円
	3　戸籍法第百二十条の二第一項の規定に基づく戸籍証明書の電子提供用識別符号一件につき四百円	

証明書の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	4　戸籍法第十二条の二第一項第十号の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記載事項証明書の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	一通につき七百五十円	証明書の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき四百円）
5　戸籍法第十二条の二第十項第五号の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記載事項証明書の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	証明書提供用識別符号一件につき四百五十円			
6　戸籍法第百二十条の三第一項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	除籍電子証明書提供用識別符号一件につき七百円			
7　戸籍法第百十八条第一項（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請に基づく戸籍の記載の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付（同法第百四十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る証明書提供用識別符号一件につき七百円	除籍電子証明書提供用識別符号一件につき七百円			

本則の表十六の項の２のホの⑴中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の２のホの⑵中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の２のホの⑶中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の２のホの⑷中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の２のホの⑸中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の２のホの⑹中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の２のホの⑺中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の２のホの⑻中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の４のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の４のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の４のハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の５中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十三の項の４のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の４のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう。」の下に「以下この項」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円）」を加え、同表五十の項の１中「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削り、同表五十二の項の５のイ中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び
地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令
（概要）

１　概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しを行い、以下の改正を行うもの。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第５号）について、以下の改正を行うもの。

２　改正内容

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

・　事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行う。

・　戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）による改正後の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の３）に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行う。

※具体的な改正の内容は別表のとおり。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令

・　戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収対象とならない方法として、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法を規定する。ただし、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。

３　スケジュール

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

閣議日　令和５年１２月１日

施行日　令和６年　４月１日

（ただし、戸籍法に基づく事務に係る改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和６年３月１日）、消防法に基づく危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験に関する事務に係る改正規定は令和６年５月１日とする。）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令

施行日　戸籍法の一部を改正する法律附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日
（令和６年３月１日）

（別表）

手数料を徴収する事務名	現行金額（円）	改定後金額（円）
○戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）関係		
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	450	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	400
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	750	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	700
届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）	350 等	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350	改定なし
○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000	1,450,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000	1,720,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,590,000	1,920,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,950,000	2,360,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,270,000	2,740,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000	5,640,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000	7,240,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	7,070,000	8,790,000
甲種危険物取扱者試験の実施	6,600	7,200
乙種危険物取扱者試験の実施	4,600	5,300

丙種危険物取扱者試験の実施	3,700	4,200
危険物の取扱作業の保安に関する講習	4,700	5,300
甲種消防設備士試験の実施	5,700	6,600
乙種消防設備士試験の実施	3,800	4,400
○高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係		
移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の４第１項の許可済の場合）	－	6,000
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第6号）関係		
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,700	14,000

都市経営会議資料

消防本部　予防課

宝塚市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和５年12月６日に公布されたことなどに伴い、政令を引用している条例の一部を改正しようとするもの。

2　改正内容（消防法第11条関係）

以下の審査に係る手数料の金額を改正するもの。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査（危険物の貯蔵最大数量）	現行金額（円）	改定後金額（円）	引上金額（円）
1,000キロリットル以上　5,000キロリットル未満	1,180,000	1,450,000	270,000
5,000キロリットル以上　10,000キロリットル未満	1,410,000	1,720,000	310,000
10,000キロリットル以上　50,000キロリットル未満	1,590,000	1,920,000	330,000
50,000キロリットル以上　100,000キロリットル未満	1,950,000	2,360,000	410,000
100,000キロリットル以上　200,000キロリットル未満	2,270,000	2,740,000	470,000
200,000キロリットル以上　300,000キロリットル未満	4,550,000	5,640,000	1,090,000
300,000キロリットル以上　400,000キロリットル未満	5,820,000	7,240,000	1,420,000
400,000キロリットル以上	7,070,000	8,790,000	1,720,000

３　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（宝塚市内に設置の実績なし）

屋外タンクの天板（屋根）自体が液面に浮いており、危険物の量によって、天板が上下する。

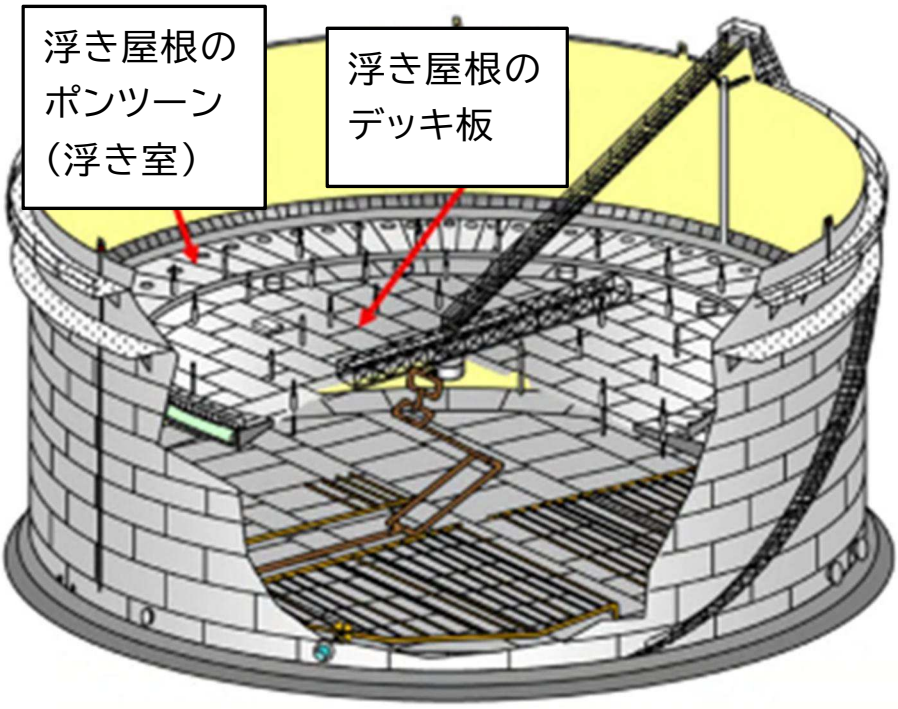

４　浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（宝塚市内に設置の実績なし）
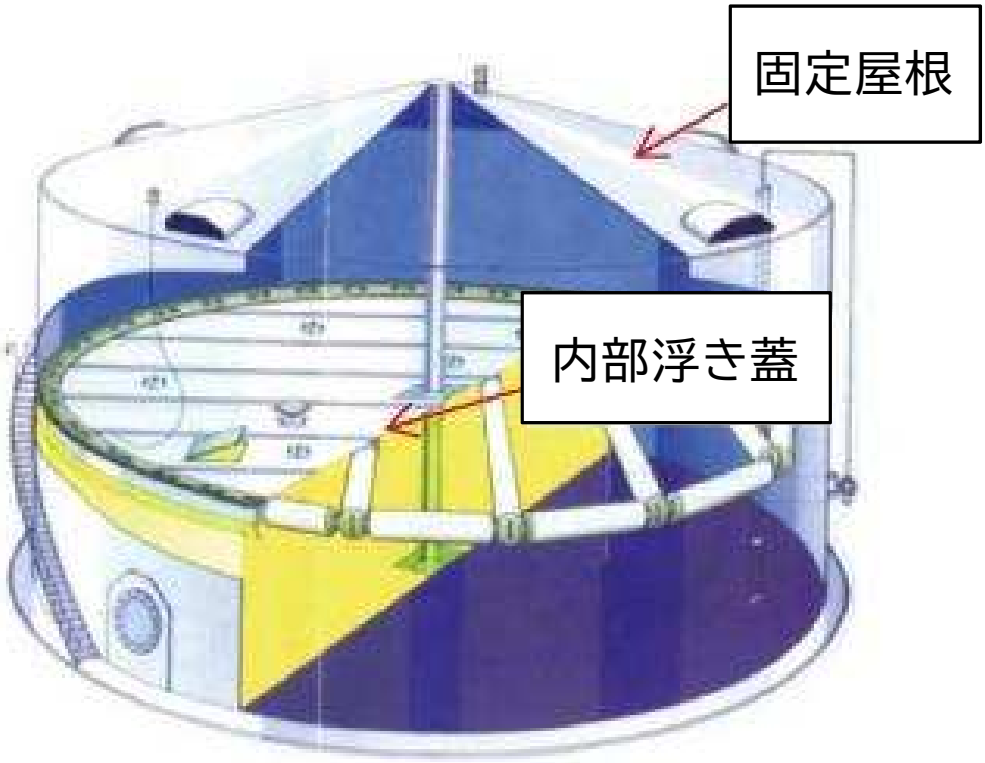
屋外タンクの天板（屋根）とは別に、内側に蓋がついており、危険物の量によって蓋が上下する。